



山形県公報

平成28年7月29日(金)
第2767号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……893
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……894
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……895
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……896
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(会計局) ……900

## 告 示

### 山形県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人山容会<br>酒田市浜松町1番7号        | グループホーム わだち<br>酒田市浜松町1番20号、21号 | 共同生活援助      | 平成28. 7. 14 |

### 山形県告示第705号

太鼓洞土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成28年7月19日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し及び変更後の定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
真室川町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成28年8月2日から同月31日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**山形県告示第706号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 米沢市大字口田沢字中台703番2から<br>同 中町ノ一899番2まで | 旧    | 33.2メートル<br>）<br>13.3 | メートル<br>257 |
| 同 上                                 | 新    | 33.2メートル<br>）<br>11.3 | 同 上         |

**山形県告示第707号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市大字口田沢字中台703番2から  
同 中町ノ一899番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年7月29日

**山形県告示第708号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
東根市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成28年8月30日から平成29年3月24日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（地理識別子整備業務）

**山形県告示第709号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市上畑町及びみどり町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成28年7月19日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点復旧測量）

**山形県告示第710号**

次の開発行為は、完了した。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年7月7日 指令庄総建第34号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端330-2及び330-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
酒田市北浜町3番78号  
出羽商事株式会社 代表取締役 佐藤 一憲

**山形県告示第711号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「最上郡金山町大字金山  
406番地」 を 「最上郡金山町大字金山  
407番地」 に改める。

**附 則**

この規程は、平成28年8月8日から施行する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名 称  
特定非営利活動法人せいよう

## (2) 代表者の氏名

池田 康二

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市新橋一丁目7番16号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、年齢にかかわらず様々な状況に置かれている人々に対して、社会に参画するための機会を得ることを支援するための事業を行い、より多くの人々が自立した生活を送ることを可能とする活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 平成28年8月17日（水）午後2時

2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
庄内総合支庁32号会議室

## 3 都市計画の変更の案の概要

## (1) 酒田都市計画区域区分の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所に備え置いて閲覧に供する。）

## (2) 酒田都市計画臨港地区の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所に備え置いて閲覧に供する。）

## 4 その他

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成28年8月12日（金）までに提出すること。

(2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。

(3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。

(4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。

(5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。

(6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                           |                                         |                                         |                                         | 摘要     |                                         |                                         |
|--------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|              |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |
| 県営鈴川第二アパート4号 | 山形市鈴川町三丁目17-22 | 3K   | 44.4                          | 2    | 一般用 | 12,000                       | 13,900                                  | 15,900                                  | 17,900                                  | 20,300 | 20,300                                  | 3月分の家賃に相当する額                            |
| 同 五十鈴アパ一ト1号  | 同 大野目二丁目2-52   | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                       | 16,900                                  | 19,300                                  | 21,700                                  | 24,900 | 26,900                                  |                                         |
| 同 馬見ヶ崎アパート2号 | 同 円心寺町21-26    | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同   | 17,800                       | 20,500                                  | 23,500                                  | 26,500                                  | 30,300 | 34,900                                  |                                         |
| 同 松町アパ一ト1号   | 同 松町四丁目12-16   | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 18,600                       | 21,500                                  | 24,600                                  | 27,800                                  | 31,700 | 36,600                                  |                                         |
| 同 宮町アパ一ト2号   | 同 宮町二丁目8-26    | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 22,400                       | 25,900                                  | 29,600                                  | 33,400                                  | 38,200 | 44,100                                  |                                         |
| 同 深町アパ一ト1号   | 同 深町一丁目7-39    | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 21,700                       | 25,100                                  | 28,700                                  | 32,400                                  | 37,000 | 42,700                                  |                                         |
| 同 3号         | 同 7-27         | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 22,100                       | 25,500                                  | 29,100                                  | 32,800                                  | 37,500 | 43,300                                  |                                         |
| 同 あたごアパ一ト    | 同 小白川町五丁目27-15 | 3LDK | 71.9                          | 1    | 同   | 28,900                       | 33,400                                  | 38,100                                  | 43,000                                  | 49,200 | 56,700                                  |                                         |
| 同 飯塚住宅1号     | 同 飯塚町1353-1    | 3DK  | 67.0                          | 1    | 同   | 27,600                       | 31,800                                  | 36,400                                  | 41,100                                  | 46,900 | 54,200                                  |                                         |
| 同 土屋倉アパ一ト1号  | 同 土屋倉アパ一ト1号    | 同    | 51.8                          | 1    | 同   | 12,500                       | 14,500                                  | 16,600                                  | 18,700                                  | 21,400 | 24,700                                  |                                         |
| 同 2号         | 同              | 同    | 51.8                          | 1    | 同   | 12,700                       | 14,600                                  | 16,800                                  | 18,900                                  | 21,600 | 24,900                                  |                                         |
| 同 3号         | 同              | 同    | 53.7                          | 1    | 同   | 13,600                       | 15,700                                  | 18,000                                  | 20,300                                  | 23,200 | 26,700                                  |                                         |
| 同 日光アパ一ト1号   | 同 日光アパ一ト1号     | 同    | 62.9                          | 1    | 同   | 21,600                       | 24,900                                  | 28,500                                  | 32,100                                  | 36,700 | 42,400                                  |                                         |
| 同 交り江アパ一ト1号  | 同 交り江五丁目10-1   | 同    | 62.8                          | 2    | 同   | 17,200                       | 19,900                                  | 22,800                                  | 25,700                                  | 29,300 | 33,900                                  |                                         |

|                    |                               |     |      |   |                    |        |        |        |        |        |        |     |
|--------------------|-------------------------------|-----|------|---|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 天童駅西ア<br>パー ト 3号 | 同 駅西二丁<br>目 2 - 31            | 同   | 64.2 | 1 | 同                  | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 |     |
| 同 芦沢アパー<br>ト       | 東村山郡山辺町<br>大字山辺2084 -<br>7    | 2DK | 52.8 | 1 | 同                  | 11,100 | 12,800 | 14,600 | 16,500 | 18,900 | 21,800 | 单身可 |
| 同 近江アパー<br>ト 1号    | 同 近江 1 - 1                    | 3DK | 64.2 | 4 | 同                  | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同 中原アパー<br>ト 1号    | 同 中山町<br>大字長崎881 -<br>2       | 2DK | 53.4 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・高齢者用) | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 | 单身可 |
| 同                  | 同                             | 3DK | 69.4 | 1 | 一般用                | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 |     |
| 同 塩水アパー<br>ト 2号    | 寒河江市大字寒<br>河江字塩水46 -<br>1     | 同   | 70.7 | 1 | 同                  | 23,800 | 27,500 | 31,400 | 35,500 | 40,500 | 46,800 |     |
| 同 3号               | 同                             | 2DK | 57.0 | 1 | 同                  | 19,200 | 22,200 | 25,300 | 28,600 | 32,700 | 37,700 | 单身可 |
| 同 左沢アパー<br>ト       | 西村山郡大江町<br>大字藤田264 -<br>3     | 3DK | 59.3 | 1 | 同                  | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 单身可 |
| 同                  | 同                             | 同   | 59.3 | 1 | 同                  | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同 東根中央ア<br>パー ト 1号 | 東根市中央四丁<br>目 3 - 2            | 同   | 62.6 | 1 | 同                  | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,700 | 36,600 |     |
| 同 楯岡アパー<br>ト       | 村山市楯岡笛田<br>四丁目 6 - 23         | 同   | 54.6 | 1 | 同                  | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同 尾花沢アパ<br>ー ト     | 尾花沢市新町一<br>丁目 9 - 36          | 同   | 64.2 | 1 | 同                  | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 |     |
| 同 あげぼのア<br>パー ト    | 北村山郡大石田<br>町大字大石田丁<br>277 - 4 | 同   | 63.7 | 1 | 同                  | 18,100 | 20,900 | 23,900 | 26,900 | 30,800 | 35,500 |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年8月3日から同月9日まで（月曜日を除く。）の午前10時から午後6時まで  
ただし、郵送の場合は、平成28年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産
- 5 入居の時期 平成28年10月1日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 立てフライス盤 10台
  - (2) 汎用普通旋盤（6尺） 11台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年5月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社タルイシ 山形市江俣二丁目12番15号
- 5 随意契約に係る契約金額 161,006,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当